

第1回富山県DV対策基本計画部会 議事概要

1 日時 令和2年8月28日(金) 午後1時～2時30分

2 場所 富山県農協会館801会議室

3 出席委員 岡地委員、尾畑委員、小林委員、紫藤委員、中才委員、廣野委員、深澤委員、
宮田委員、山本委員

4 議事内容

(1)委員紹介

委員名簿に基づき、事務局より委員を紹介。

(2)部会長及び部会長代理の指名

尾畑委員が部会長に指名された。

宮田委員が部会長職務代理に指名された。

(3)議事1 富山県DV対策基本計画(第3次)の改定について

<事務局から説明>

(4)委員からの主な発言は以下のとおり

(委員意見)

- ・DV対応と児童虐待の連携については、女性相談センターに1名、児童虐待防止対応コーディネーターが配置され、少し進んではきているところである。今後、児童相談所だけではなく、市町村の要保護児童対策地域協議会への参画が課題。
- ・DV被害者の保護や自立支援については、資料3の「男女間の暴力に関する調査」(以下「調査」という。)でも子どもがいることや経済的な不安が被害者のほとんどが女性というなかで自立を妨げていることが明らかになっている。それに対しての公的な支援、民間からフレキシブルな対応ができるような機能を持つものができてくる、それを行政が支援していくということもこれからの課題として重要。
- ・調査で加害経験がある人に理由を聞いたところ、「つい、カッとなってやってしまった」というのが一番多くて、「相手がそうされても仕方のないようなことをした」がその次となっている。加害者は自分の行為が暴力であるということを自覚していないのではないかと感じた。そこで、重要になるのはどんなことが相手に対する暴力で、相手の人権を尊重していない行為になるのかという教育である。低年齢から相手を尊重して暴力を振るわないという教育がもっとなされないと、この問題を解消していくことの助けにはならないではないか。

(委員意見)

- ・配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携については、より具体的な、単に連携の強化ということではなく、どのような形で被害親と子どもの支援を両立させていくのか、民間から見える不具合であるとか要望とかも入れて検討していただきたい。
- ・DV被害者の保護や自立支援については、精神的な暴力が強いDV家庭への支援が薄い状況だと思う。強い精神的な暴力にあうと被害親も子どももその後の精神的な予後がよろしくなく、心理的支援がどうしても必要になる。また、面会交流において元夫からの心理的コントロールから抜けられない現状がある。安全な面会交流というのを考えていければいいと思う。
- ・男性からの相談については、サンフォルテで実施されているが、最低月1回、月2回、少なくとも通年開催していただけたらと思っている。
- ・DV家庭の困難の1つに性的暴力による多子家庭という問題があり、離婚を難しくしている。早いうちからのリプロダクティブヘルス&ライツ（個人、特に女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利）の教育が全県でされるべきと期待している。また、例えば、パパママセミナーにおけるDV予防啓発教育であるとか、乳幼児健診では母親の鬱の発見に非常に力が入れているが、鬱の背後にはDVが隠れていることが大変多いので、乳幼児健診のときに一緒にDVについても見つけられるような仕組みを構築したらどうかと考えている。
- ・相談体制については、DV被害者からよく聞くのは市町村の窓口に行って、DV担当の相談員はやさしくてよくお話を聞いてくれたけど、〇〇課に手続きに行ったら対応があまりよくなかったという話を聞くので、庁内全体でのDV理解というのもしていただけるとありがたいと思う。

(委員意見)

- ・児童虐待に関しては今年の1月に県の児童虐待防止対策・社会的養育推進計画検討委員会で「児童虐待防止対策に係る提言」を知事に提出させていただいている。そのなかでも特に面前DV、心理的な虐待の件数が非常に増えていることも考慮して、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携強化ということを強く打ち出している。個別的、具体的な事例について緊密な連携をぜひとっていただきたいと思っている。
- ・富山県DV対策基本計画（第3次）の計画の性格・役割に「富山県民男女共同参画計画との連携」とあるが、県の福祉基本計画、県民福祉条例との連携とか、少子化・子育て支援の計画との連携なども考えていただきたいと思う。人権教育ということを見ると、

教育委員会のほうでいじめ防止対策として、相手を思いやる教育、いじめを防止するための総合的な計画を推進している。それらを視野に入れた連携の位置づけが必要ではないか。市町村においても、子ども子育て支援計画や地域福祉計画のなかでDV対策との連携といったことも強調して行ってほしい。

- ・DV被害者を中心とした支援体制、計画となっているので、加害者へのケア、支援というのはどうなるのか気になる場所である。県では、再犯防止計画という、再犯を防止する、あるいは更生を支援するというネットワークがようやく去年の計画で方向付けられ、これから推進されていくと思う。犯罪者ではないが、ひとつ間違えると目黒、野田のような事例になってしまうので、幅広い視野で意欲的な連携ということを推進していただければと思う。

(委員意見)

- ・男女共同参画推進員として地域で活動していると、DVは身体的な暴力、というのが皆さんの頭にあり、経済的、精神的、性的な暴力もDVであるということが意識されていないと感じる。そのため、推進員の皆さんにはなるべく地区の皆さんと話をし、吸い上げて、相談機関を紹介するという活動をお願いしている。また、面前DVが子どもの成長に影響があるよ、子どもの前でのDVが虐待にあたるよということを寸劇に入れるなど、わかりやすい啓発活動を心がけている。

(委員意見)

- ・実際DV被害にあっても駆け込むところがない。SOSを発してもすぐにどこに駆け込んで相談したらいいのか、相談機関は役所にもあるが夜であったらどうすればいいのか、という問題にも直面しているので、これからの課題でないかと思う。
- ・コロナ禍のなかで「こういう目にあっているのよ」という発信が見えにくくなっている。民生委員児童委員協議会では寄り添って、支え合っということを基本にしているが、それができない部分が出てきている。今後そういう課題を取り上げて政策を作っていくってほしい。

(委員意見)

- ・富山県弁護士会ではストーカー・DVの電話無料相談を実施しているが、こういう窓口があるということを知らない方が多いと思う。まだ知られていない相談窓口もあるので、計画を策定していくうえでは新たな相談窓口の洗い出しや、洗い出された相談窓口の情報提供、そして周知を進めていただければと思う。

- ・大人の犯したDVについてはDV防止法等事後的な対応がどうしても中心になっていくと思うが、若年層、少年については、可塑性（変形しやすい性質）があって変わっていくことが期待できる。将来のDVを防ぐという観点からは若年層への教育は非常に重要な政策になっていくと思う。

（委員意見）

- ・今日いただいた文章のなかに「男女」という言葉がたくさん出てくる。生物学的な同性間のパートナー関係における暴力というものも存在する。そう考えると、男女とわけてしまうと性的少数者の人たちに対するDVということが隠れてしまうと思う。
- ・DVというのは基本的に相手の心を支配するというものが背景にあると思うが、DVの根は加害者の子どもの頃の親子関係に起因するところが多いと思う。DVはしつけなどを含めた子育て支援という見方もできるわけであって、人権教育と同時に親による子育て方法の支援が10年後、20年後のDVを減らしていくことに役立つと思う。

（委員意見）

- ・DV対策については、被害者の保護から自立生活支援までかなり広範囲な対応となっているが、市町村としては本来業務として行っている生活支援といったところをいかにして強くやっていくかが大切と考えている。
- ・DVの相談については、市町村においてはDV相談窓口だけでなく子ども家庭施策の相談窓口などでも対応している。ただ、相談者は、「DVで困っている」と言ってお見えになるわけではなく、本人もどこに自分の問題の原因があるかということが不明であることが多い。それぞれの窓口において「こんな支援をしてほしい」という相談のなかからDVという要素が絡んでいることがわかるということが多くなっている。役所では職員の異動があるなかで、相談のなかからDVの要素があるかということ把握していく力をどのように広く定着させていくことができるかが大きな課題であると思っている。